仕　様　書

第１章　総則

（適用範囲）

第１条　本仕様書は，下記の工事に適用する。

工 事 名 ： 曽末簡23-3　深川簡水胡摩水源地電気整備工事

工事場所 ： 曽於市　末吉町　諏訪方地内

（準拠図書）

第２条　本工事は，契約書・設計図書及び本特記仕様書によるほか，下記の示方書，指針仕様書，規定によること。

１）水道工事標準仕様書　　（（社）日本水道協会）

２）土木工事標準仕様書　　（鹿児島県土木部）

３）土木工事請負必携　　（鹿児島県土木部）

４）土木工事施工管理基準　　（鹿児島県土木部）

５）道路土工－仮設構造物・土質調査・施工・排水工指針（日本道路協会）

６）コンクリート標準示方書・同解説　　（土木学会）

７）舗装の構造に関する技術指針・同解説（日本道路協会）

８）アスファルト舗装工事共通仕様書(Ⅰ)(Ⅱ)（日本道路協会）

９）路面表示設置の手引き　　（交通工学研究会）

10）水道施設設計指針　　（（社）日本水道協会）

11）土木工事安全施工技術指針　（全日本建設技術協会）

12）水道事業実務必携　(全国簡易水道協議会)

第３条　この特記仕様書ならびに第２条の示方書等に記載されていない事項で，疑義が生じた場合は，監督員と協議し，かつその指示に従うこと。

また設計図書に明記しなくても構造上必要なものは監督員の指示により施工すること。

第４条　請負人は調査，施工計画，出来高成果，検査等のために経験のある技術者を常置し，監督員の指示により施工すること。

第５条　本工事の数量は，別紙「工事設計書」のとおりとする。

本工事入札に際し,見積り期間内に充分な検討を行い,疑義の点はその旨を入札前に申し出なければならない。落札後に於いて疑義を生じ,若しくは数量等に過不足を見出してもこれに伴う変更契約は原則として行わないものとする。工事の途中に於いて予期しない或いはやむを得ない事由により施工方法の変更又は工事量の軽微な増減があっても,前段と同様とする。

但し,工事の途中におけるもののうち,曽於市が特に必要と認めるものに限り変更契約の対象とする。

第６条　当初設計において，本工事は前払金を４０％以内で支払うことができる。

（工事実績データ作成・登録）

第７条　請負者は，受注時又は変更時において工事請負代金額５００万円以上の工事について，工事実績情報システム（ＣＯＲＩＮＳ）に基づき，受注・変更・完成・訂正時に工事実績情報として「工事カルテ」を作成し，監督職員の確認を受けたうえ，受注時は契約後１０日以内に，登録内容の変更時は変更のあった日から１０日以内に，完成時は工事完成後の１０日以内に，訂正時は適時登録機関に登録申請しなければならない。

（但し，工事請負代金が５００万円以上２，５００万円未満の工事については，受注時・訂正時のみ登録するものとする。）

また（財）日本建設情報総合センター発行の「工事カルテ受領書」が請負者に届いた際には，その写しを直ちに監督職員に提出しなければならない。

なお変更時と完成時の間が１０日間に満たない場合は変更時の提出を省略できるものとする。

（工事着手届）

第８条　請負者は工事の契約締結後，１０日以内に現場調査等に着手するものとする。また着手した場合は速やかに工事着手届を監督職員に提出すること。

（施工計画書）

第９条　工事請負契約書及び設計図書に基づき，工事目的物を完成するために必要な手順や工法，安全対策等に関する施行計画書を工事開始日（工期の始期日）から１０日以内に監督員に提出しなければならない。なお，現場条件等によりやむをえない場合，提出期限を監督職員と協議の上，延長できるものとする。

（工事施工承諾書）

第10条　省略

（随時検査）

第11条　請負者は，曽於市が必要に応じて行う随時検査を受けるものとする。要する費用は請負者負担とする。

（施工体制台帳の提出等）

第12条　建設業法第２４条の７第１項に規定する施工体制台帳を作成しなければならない者は，工事について作成した施工体制台帳の写しを提出しなければならない。

２　前項に規定する者は，曽於市から，工事の施工の技術上の管理をつかさどる者の設置の状況その他の工事現場の施工体制が施工体制台帳に記載に合致しているかどうかの点検を求められたときには，これに応じなければならない。

３　第１項に規定する者についての建設業法第２４条の７第４項の規定の適用については，同項中「見えやすい場所」とあるのは，「工事関係者が見えやすい場所及び公衆が見えやすい場所」とする。

第13条　請負人は曽於市が指示する様式により,日報並びに諸報告書,出来高計算書等を指示する期日までに提出しなけばならない。なお,工事管理上の資料として作業日誌のほか,指示する帳簿を備えつけ,全工事竣工後,工事記録写真を２部提出しなければならない。

第２章　工事の施工

（工事条件の照査）

第14条　請負業者は工事の施工に先がけて工事条件の照査を行い，条件変更等の有無にかかわらず，その結果を監督職員に報告しなければならない。

（協議事項）

第15条　本仕様書,図面及び設計書等に疑義を生じた場合は,監督員,請負人との両者で協議の上決定する。但し,設計書に記載の数量等は参考として記載するものであるから,請負人は詳細に調査の上見積らなければならない。図面又は設計書に記載してあるものは,見積洩れでも請負人の負担に於いて,監督員の指示に従い,延滞なく施工しなければならない。

（既設物の処理）

第16条　工事施工に当っては,地上及び地下の既設建造物その他に支障を及ぼさないよう相当の防護工を施さなければならない。もし,誤ってこれらに損傷を与えたり,又,便宜上管理者の承認を得て一時取り壊した場合は,請負人自らの責任に於いてこれを復旧し,監督員の検査を受けなければならない。

（捨土及び建設副産物処理）

第17条　建設工事の施工により発生する指定副産物は，全て工事現場から4.5㎞以内の最寄りの再資源化施設へ搬出すること。

2　建設工事発注後に明らかになったやむを得ない事情により上記により難い場合は，監督員と協議の上，その指示に従うこと。

3　建設副産物を再生資源として活用を図るために，再生資源利用計画及び再生資源促進計画書を「工事施工計画書」に含めて監督員に提出すること。

　またこれらの計画書の実施状況は，工事完成後速やかに，再生資源利用実施書及び再生資源利用促進実施書にまとめて監督員に提出すること。

5　建設工事発注後にやむを得ない事情により上記の指定により難い場合は，監督職員と協議の上，その指示による。

6　建設廃材処理の際には，建設廃棄物処理ガイドラインを遵守し，マニュフェストシステムを実施すること。

7　建設工事の施工により発生する建設発生土を所定の処分場に処分する際は，捨土証明書を受け取ること。

8　捨土及び建設廃材処理に起因する災害及び苦情については，請負者の責任において処理すること。

（工程管理）

第18条　請負者は毎週及び毎月の工程の進捗状況を実施工程表により把握し，週間工程表及び月報を作成のうえ，週間工程表は週末までに，月報は月末までに監督職員へ提出しなければならない。

2　週間工程表は，次週の検査予定，立会予定，施工内容，進捗状況等を具体的に記載すること。

3　月報は，計画工程と実施工程の比較ができるように記載すること。

（排出ガス対策型機械の使用）

第19条　バックホウ・トラクターショベル・ブルドーザ・発動発電機・空気圧縮機，油圧ユニット，ローラ類，ホイールクレーンのいずれかの機械を工事に使用する場合は，施工計画書に機械・諸元・会社型式を記入し，排出ガス対策型エンジン及び排出ガス対策型建設機械の指定の有無について明示する。

（ダンプトラック等による過積載防止について）

第20条　工事用資材等の積載超過のないようにする。

2　過積載を行っている資材納入業者から，資材を購入しないこと。

3　資材の過積載を防止するため，資材の購入にあたっては，資材納入業者等に不当にこれを害することがないように努めさせる事。

4　さし枠の装置又は物品積載装置の不当改造をしたダンプカーが，工事現場を出入りすることがないようにする。

5　「土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法」（以下「法」という）の目的に鑑み，法第１２条に規定する団体等の設立状況を踏まえ，同団体等への加入者の使用を促進すること。

6　下請契約の相手方又は資材納入業者を選定するにあたっては，交通安全に関する配慮に欠けるもの又は業務に関し，ダンプトラック等によって悪質かつ重大な事故を発生させるものを排除すること。

（配管技能者の有すべき資格等）

第21条　導水管・送水管・配水管等の水道本管の布設工事及び給水管切替工事に直接従事する配管技能者は，曽於市の提示する要件を満たすものを従事させること。

第３章　安全管理

第22条　工事期間中は，安全巡視員（または安全管理員）を配置し，工事現場における安全に関する巡視，点検，連絡調整等，工事地域内全般の監視あるいは連絡を行わせ，安全確保に努めなければならない。

２　労働安全衛生法，同法施工令及び同法施行規則を遵守すること。

３　工事施工の安全を確保するため，「土木工事安全施工技術指針」（全日建設技術協会発行）を遵守すること。

第４章　技術管理

第23条　日本水道協会が定めた「水道工事標準仕様書」によって請負者は十分な管理を行わなければならない。

第５章　その他

第24条　完成検査後，本工事に起因して路面の沈下，陥没ならびに舗装等の不具合が生じた場合は，その都度，請負者の責任において処理すること。
尚その期間は，道路管理者の指示によるものとする。

第25条　工事の施工にあたり下記事項を遵守すること。

１　工事の着工前に，本工事によって影響を受ける恐れのある地域内の事前調査をおこなうこと。

２　工事現場に対しては，騒音，振動等を極力少なくするほか，散水その他飛砂塵芥の出ないよう処理すること。

第26条　建設リサイクル法対象工事であるので，「法」に基づく必要な手続きを行うこと。

第27条　産業廃棄物税

本工事により発生する建設廃棄物のうち，焼却施設及び最終処分場に搬入する産業廃棄物には，産業廃棄物税が課税されるので適正に処理すること。

第28条　諸手続き及び交渉

工事施工に際し,道路又は私有地を使用する場合は,道路管理者又は地主に対し,その使用に関する手続きを成すは勿論,これに関する仮設備及び標識,夜間点燈,用地補償費等すべて請負人の責任により,請負人の負担をもって処理しなければならない。

又、林道等の占用願い及び電気施設等,認可,許可等を必要とするものについては,申請者は曽於市とするが,これに関する図面,書類等の作成は請負人に於いて実施するものとする。

第29条　現場説明事項

本仕様書以外の現場説明事項は,仕様書の一部とみなすものとする。

第30条　施工条件の明示

本工事の施工にあたって施工条件を下記に明示するので，請負者は，施工計画書の作成時及び工事施工時においては，十分留意するものとする。

なお，明示した施工条件に変更が生じた場合は，契約変更の対象とする。

また，工事実施期間中に発生した施工条件についても，甲・乙協議し，契約変更の対象となる。

明示項目	明示事項	内　　容
工程管理	・他の工事と重複し，工期等に影響がある。	・本工区の他に別途工区を発注している。各工区間の施工には密接な関係があるので，定期的に工程会議を実施し、相互の連絡調整等を密に行い十分な施工管理をすること。
安全対策関係	・交通安全施設を指定する場合はその内容。	・工事の施工にあたって、やむを得ず通行止等する場合には、監督職員及び道路管理者等、又は各工区間と十分協議の上、工事期間及び対策を講じる事。
建設副産物関係	・産業廃棄物の処理条件がある。	・本工事より発生したアスファルト塊，コンクリート塊については，再生資源化施設に持ち込むものとし運搬距離は4.5㎞以下を設計計上している。なお運搬に先立ち受け入れ条件等を確認し，監督職員に報告するものとする。
	・再生材の使用条件がある。	・切込砕石については，再生資材を使用すること。なお，在庫不足により新材を利用したい場合は，別途協議すること。
工事支障物件等	・本工事区域内には,使用中の埋設管が残存している。	･監督職員と協議の上、必要に応じて試掘を実施し位置等を確認すること。
その他	・作業区間に迂回路が無い為、通行経路及び作業区間が重複する。 ・全工区共同で、安全協議会を設置する。	・監督職員と協議の上、各工区間内で工程会議を行い、円滑に作業を進める事。 ・工事看板等は安全協議会において設置する事。 ・関係各所への申請及び報告は遅滞無く実施する事。 ・安全協議会に関わる費用は全て請負人において全て負担する事とする。 ・安全協議会における決定事項は監督職員に必ず報告する事とする。

特　記　仕　様　書

平　成　２３　年

曽　　於　　市

第 1 章　総　　則

第 1 節　一 般 事 項

1．適用範囲

（1）本仕様書は、曽於市が発注する曽末簡23-3深川簡水胡摩水源地電気整備工事に適用する。
（2）本仕様書に定めない事項は、設計図による。
（3）本仕様書の定めと設計図の定めが異なるときは、本仕様書を優先する。

2．法令・条例などの遵守

工事の施工にあたり、請負者は関係法規及び市等の条例、規程等、工事の施工に関する諸法令規則を遵守し、必要な届出、手続等は請負者がこれを代行すると共に密接な連絡を保ち、設備使用開始に支障なきようにすること。
尚、これに要する費用は全て請負者の負担とする。

3．施工責任

本仕様書及び設計図に明記されていない項目でも、本設備の目的、機能上、または、施工上当然必要な項目は監督係員（以下単に係員という）の指示に従い、請負者の責任で施工すること。
尚、入札前の現場説明で補追した事項も設計仕様の一部として本工事の施工範囲に含むものとする。

4．疑問点の解釈

仕様書及び設計図書（設計図及び工事費内訳明細書を含む）に疑問を生じた場合は、係員と協議の上決定すること。

5．製作・着工

契約後速やかに本仕様書及び設計図に基づいて工程表及び承認図を作成し、係員に提出して承認を受けること。

6．提出書類

下記の関係図書を係員の指示に従って提出すること。

（ア）承認図
（イ）完成図
（ウ）機器・装置の試験成績表
（エ）絶縁試験成績表
（オ）接地抵抗測定試験記録
（カ）機器取扱説明書
（キ）附属品、予備品の明細書
（ク）工事写真及び完成写真
（ケ）工事日報、材料調書
（コ）その他係員が指示するもの

7．現場代理人

請負人は代理人をもって工事監理に当たらせることができる。この場合は現場代理人選任届けを提出して承認を受けること。
尚、現場代理人は請負者の権限を代行する資格を有する者であること。

8．主任技術者

請負者は工事主任技術者を選任し、選任届けを提出して承認を受けること。主任技術者と現場代理人は、これを兼務することができる。

９．検　　査

（１）工場検査
　主要機器については、原則として現場搬入時に係員が立会し、適用規格基準に基づいて立会検査を行う。但し、係員の都合で機器完成後、製作工場にて検査を行うこともできる。

（２）中間検査
　工事完了後では容易に点検できない部分については、その都度係員の検査を受け、これに合格したのち次に進むこと。

（３）出来高検査
　中間出来高を確認する必要がある場合、係員は随時これを行う。この場合、請負者は資料の提出、その他全面的にこれに協力すること。

（４）官庁検査
　本工事完成後、速やかに所管公署の検査を受けられるよう手続き及び検査の準備を行い、官庁検査官、係員、担当主任技術者、請負者など関係者立会いの元、所定の公式検査を受けること。
　尚、これに要する機材、諸費用は全て請負者の負担とすること。

１０．検　　収（受渡し）
　前項の検査合格後、更に施工上の適否、体裁などについての全体検査と総合的な作動試験を行い、機能的にも良好であることを確認して受渡しを行うこと。

１１．保証及び保証期間
　本設備の保証期間は受渡し後満１年とし、その期間内に請負者の設計または施工上の不備により発生した事故（破損及び品質・性能低下等）が生じた場合は、無償で係員の指定する期間内に改造補修または新品と交換し、完全に修復すること。

１２．他工事との取り合い
　本工事に関連する他工事（土木、建築、その他）との取合個所については係員の指示に従い関係業者間にて協議し、相互に協力して進捗に努めること。

１３．補　　修
　本工事の施工に当り他の建造物等を損傷した場合は、係員の指示に従って完全に修復し、検査を受けこれに合格すること。

１４．安全対策
　本工事の施工に当たっては労働安全衛生規則を遵守し、就業者に対して常にこれを徹底させるとともに、安全作業に対する充分な施策を実施し、安全責任者を定めてこれを監理すること。

１５．仮設物

（１）本工事に必要な仮設物（詰所、工作場、材料置場等）は全て請負者の負担で準備すること。

（２）場内に仮設物を設ける場合は、事前に係員の許可を受けその指示に従って設置すること。

（３）工事用の水、電力、電話設備等はすべて請負者の負担とすること。

１６．荷造り及び輸送
　荷造りは厳重に施し防湿を完全にし、天地無用のものにはその旨を明記し適切な転倒防止の方法を講ずること。
　尚、各梱包毎に内容品名、数量を外箱に明記すること。

１７．教育指導

請負者は、発注者が指定する係員に、工事中、試験調整中にかかわらず設備引渡しまでに、運転操作等の教育指導並びに設備の概要説明を実施すること。

また、引渡し後に全担当者を対象に設備取扱の教育指導を実施すること。

第　２　節　　機器共通仕様書

１．受電及び配電方式

受電及び配電方式は、設計図又は特記仕様書によること。

２．単　　位

単位は全てＳＩ単位とすること。

３．塗　　装

（１）盤・機器の塗装

鋼製部分は充分な下地処理を施し、更に下地塗装を入念に行った上、耐候性に優れた塗料で仕上げ塗装を行うこと。

尚、仕上げ面は半艶消しを標準とすること。

（２）塗装色

塗装色は、特に指定するもの以外は全て新ＪＥM規格によること。

ＪＥM－１１３５による色彩

（ア）盤内外面	マンセル記号5Y7/1
（イ）計器・継電器等のふち枠 ケース	マンセル記号N1.5
（ウ）開閉器・操作器等の把っ手（一般用）	マンセル記号N1.5
（エ）同上（非常停止等）	マンセル記号7.5R4.5/14

４．準拠規格

本工事にて準拠すべき規格並びに工事基準は、特に記載のない事項は下記によること。

（ア）電気設備技術基準（国土交通省令）
（イ）電気事業法
（ウ）電気設備工事共通仕様書(国土交通省営繕部)
（エ）日本工業規格（ＪＩＳ）
（オ）日本電機工業会標準規格（ＪＥM）
（カ）内線規程
（キ）その他関連法令・条例及び規格

５．付属品（予備品）

各機器の付属品は本仕様書に記載されているものを付属するほか、請負者において運転上必要と認めるものは全て付属すること。付属品は長期間の保存に適するよう厳重に包装し、内容品の種類及び数量を注記するほか、保管上の注意事項を明記すること。

また、仕様書に記載していない部品であって１ヵ年以内に消耗すると思われるものは、１ヵ年分を供給すること。

第　3　節　　機器材料の選定

1．本工事に使用する機器材料は原則として、下記メーカー製品または同等品以上とすること。

（1）電線・ケーブル

（ア）接地線	：EM－ＩＥ
（イ）動力ケーブル	：EM－ＣＥ．EM－ＥＥＲ
（ウ）制御計装ケーブル	：EM－ＣＥＥ．EM－ＣＥＥ－Ｓ．ＣＰＥＥ－Ｓ
（エ）照明電線	：EM－ＩＥ

住電日立ケーブル㈱，㈱フジクラダイヤケーブル，矢崎電線㈱
古河昭和ケーブル㈱

その他ＪＩＳによる一般規格品とすること。

（2）電線管

パナソニック電工㈱，古河電気工業㈱，未来工業㈱，ネグロス電工㈱
㈱三桂製作所

その他ＪＩＳによる一般規格品とすること。

（3）照明器具・換気扇

パナソニック電工㈱、㈱日立製作所、東芝ライテック㈱、三菱電機㈱

（4）その他

ＪＩＳによる一般規格品とし、適用規格のない特殊品については、個々係員の承認を受けて使用すること。

第　2　章　　胡摩水源地設備

第　1　節　　工　事　概　要

本設備は、胡摩水源地新設に伴う電気計装設備工事を行うものである。
機器構成は下記とする。

設備機器及び工事内容

1．動力配管配線工事	1式
2．電灯配管配線工事	1式
3．次亜注入設備工事	1式

第　2　節　　工　事　範　囲

1．上記記載の工種の建築付帯に関する配管布設工事
2．ハンドホールの設置
3．発電機及び有圧換気扇用の屋外フードの設置
3．電灯分電盤の二次側からの電灯配線工事
4．電線管路及びハンドホール設置に関する場内掘削・埋戻し工事
5．将来工事分を考慮し、支障の無いよう施工すること

第　3　節　　除　外　工　事

1．操作ケーブル布設工事の内、土工及び路面復旧工
2．新設建屋躯体の発電機開口（排風・排気）及び換気扇開口工事
3．制御盤・発電機・次亜設備等の基礎コンクリート工事一式

第　3　章　　操作ケーブル工事

第　1　節　　概　　要

本設備は、胡摩水源地～諏訪配水池までの操作ケーブルの布設工事を行うものである。

工事内容

1．操作ケーブル工事	1式
2．複合工（歩道部掘削・仮復旧）	2箇所
3．複合工（一般市道掘削・仮復旧）	1箇所
4．複合工（諏訪配水池場内・本復旧）	1式

第　2　節　　工事範囲

1．胡摩水源地側は、電気室内の制御盤基礎までのケーブル入線を行う。
（※ケーブル端末はテープ巻き処理とし、将来制御盤に接続することを考慮し、
十分な余長を確保しておくこと。）
2．諏訪配水池側は、電気室内のインタフェース盤までのケーブル入線を行う。
（※ケーブル端末はテープ巻き処理とし、将来インタフェース盤内の端子台に
接続することを考慮し、十分な余長を確保しておくこと。）
3．操作ケーブル入線工事及びそれに伴う土木工事
（※但し、場外の土木工事に関しては仮復旧までとする。）
4．操作ケーブル接続工事（直線接続）

第　3　節　　除外工事

1．操作ケーブル保護管布設工事及びそれに伴う土木工事
（※胡摩水源地及び諏訪配水池の場内に関しては、これに含まない。）

第　４　章　　据付配線工事

第　１　節　　共　通　事　項

１．概　要

本工事は、主として配電盤、計装機器及びその他電気機器の据付並びに配線工事を施工するものである。工事は関係法規に準拠することは勿論、設備耐久性、保守点検の容易性に配慮し、完全且つ美麗に施工すること。

２．機器据付位置及び配線路の決定

配電盤等の機器の据付及び配線路の繊細な位置の決定にあたっては、施工設計図の承認申請図を提出の上、係員の承認及び指示を受けること。

３．防湿、防蝕処理

湿気、水分の多い場所、腐蝕性ガス、可燃性ガスの発生する場所等に設置する機器並びに配線は、その特殊性に適合する電気的接続絶縁及び接地工事を行なった上で、適正な防湿、防蝕及び防爆処理を施すこと。

４．質疑事項

材料及び施工方法を次節以降に述べるが施工が実施困難な場合は係員と協議の上決定すること。

第　２　節　　材　　料

１．電線（ケーブル）及び同付属品はそれぞれＪＩＳ　Ｃ，ＪＩＳ，ＪＣＭＳ規格にて製作されたものとすること。

２．鋼製電線管及び付属品はＪＩＳ　Ｃの関連規定により、製作されたものとすること。

３．可撓電線管は、ＪＩＳ　Ｃ　８３０９外周に防蝕のため、ビニールその他の合成樹脂を被覆したものを標準とすること。

尚、付属品はＪＩＳ　Ｃ　８３５０による金属製可撓電線管用の規定によること。

４．硬質ビニール電線管及び付属品はＪＩＳ　Ｃ　８４３０、８４３２にて製作されたものとすること。

５．プルボックス

（１）プルボックスはこれに連結される電線管、電線（ケーブル）の太さ及び数量に応じた大きさとし、特記なき場合は長辺が４００mm未満の場合は１．５mm以上、長辺が４００mm以上の場合は、２．０mm以上のステンレス鋼板にて製作を行なうこと。又、プルボックスの内外面には焼付塗装を施すこと。

（２）長辺が４００mm以上については適当な補強材にて補強を行なうこと。

（３）屋外用については、蓋裏面にパッキンを押入した防水構造とし、底板に水抜き孔を設けること。

６．地中電線路の保護管材及びマンホール等の大きさ、形状等は図面及び特記仕様書によること。

7．接地極及び埋設標

（1）極は、接地棒１４φ×１５００×１mm厚又は、銅板１．５×９００×９００を使用すること。

（2）接地埋設標は厚さ１．０mm以上の黄銅板とし、大きさ、表示内容及び方法は（接地工事）によること。

8．電線、ケーブルの接続

電線、ケーブルは、原則として途中接続してはならない。やむをえず接続する場合は、ハンドホール、プルボックス内にて行なうこと。

尚、操作ケーブルは、現地間を実測し、ケーブルの長さを決定し、納入すること。

第　3　節　　機器据付工事

1．自立型配電盤及び据置型機器の据付

（1）自立型配電盤の据付は次のとおりとすること。

（ア）列盤になるものは、各盤の前面の扉が一直線に揃うよう調整の上、アンカーボルトでチャンネルベースを固定すること。

（イ）チャンネルベースと盤本体はボルトにより堅固に固定すること。

第　4　節　　電　路　工　事

1．一般事項

電路の大きさは図面及び特記仕様書によるが、特に記載のない場合は次のとおりとすること。

（1）電線管の太さは、ケーブルの断面積の総和が管の断面積の３２％以下のものを選定すること。

（2）電線管（鋼管）は、下地処理２回（ｴｯﾁﾝｸﾞﾌﾟﾗｲﾏｰ等）を行ったあと、塗装色5Y7/1で下塗り１回、仕上げ塗り１回で塗装を施すものとする。
（※亜鉛めっき溶融管の場合は除く。）

（3）ダクトの大きさは、ケーブルの断面積の総和がダクトの断面積の２０％、制御回路等の配線のみを収める場合は５０％以下のものを選定すること。

2．電線とその他のものとの隔壁

（1）低圧ケーブルと放送用電路等との隔壁

（ア）低圧ケーブルまたは低圧ケーブルを収納した電路は、弱電流電線等と接触しないように施工すること。

（イ）低圧ケーブルと弱電流電線を同一金属ダクト、ケーブルラック、ケーブルピットに収納して配線するときは隔壁を設けること。

（2）地中ケーブル相互の接近または交さ

（ア）地中の高圧ケーブルと低圧ケーブルが接近し、または交さする場合、相互間の距離が３０㎝以下のときは、難燃性被覆のケーブルを使用するまたは、相互の間に堅ろうな耐火性の隔壁を設けること。
但し、マンホール、ハンドホール等の地中箱内部ではこの限りでない。

（イ）高圧または低圧の地中ケーブルと地中弱電流電線が接近し、または交さする場合、相互間の距離が３０㎝以下のときは、相互の間に堅ろうな耐火性の隔壁を設けること。

3．地中配線路

（1）埋設位置の選定
図面又は特記仕様書に記載のない場合は、係員の承認を受けて適切な場所を選定すること。

（2）管路引き入れ式による場合
（ア）原則として、1管に1回線引き入とすること。
尚、管の埋設深さは図面等によるが車輌等重量物の圧力に耐え、水の侵入がないよう十分な保護を施すこと。
（イ）原則として、屈曲点にはマンホール等の地中箱を設けること。
尚、上記埋設管材としてガス管または電線管を使用する場合は、外周を防蝕テープ等を用いて十分に防錆措置を講ずること。

（3）地中箱
堅ろうで車輌、その他の重量物の圧力に耐え、水が侵入しにくい構造とし、内部に水だめ等を設け、たまり水が容易に排除できるよう配慮すること。

4．架空配線路

（1）建柱方法
（ア）電柱の根入れは、全長１５m以下の場合は全長の１／６以上、１５mを超える場合は２．５m以上とすること。
（イ）根かせは電柱一本に一本使用すること。

第 5 節 配 線 工 事

1．一般事項

（1）ケーブルの種類及び太さは、図面のとおりとするが特に記載のない場合は次によること。
（ア）低圧ケーブル（動力用）については断面積3．５ｓｑ以上の架橋ポリエチレン絶縁ポリエチレンシースケーブル（ＣＥ）を使用すること。
（イ）一般制御用ケーブルについては断面積２ｓｑ以上の制御用ポリエチレンシースケーブル（ＣＥＥ）を使用すること。
（ウ）計装信号用ケーブルについては、断面積1．２５ｓｑ以上の前記ＣＥＥを使用することを原則とする。ただし、誘導を受けるおそれのある場所では、しゃ蔽付きケーブル（ＣＥＥ－Ｓ・銅テープ）を使用すること。
（エ）電灯電線については直径1．６mm以上の６００Ｖポリエチレン絶縁電線（ＩＥ）を使用すること。
（オ）通信用ケーブルについては直径0．９mm以上のしゃ蔽付き市内対ＰＥ絶縁ビニールシースケーブル（ＣＰＥＥ－Ｓ・銅テープ）を使用すること

（2）端末処理
（ア）低圧動力ケーブルの端末処理は、ケーブル断面積１４ｓｑ以上について行ない、ＪＣＡＡ規格に適合した材料を使用すること。１４ｓｑ未満のケーブルは、テーピングによる端末処理をすること。
尚、施工上困難な箇所については係員の指示によること。
（イ）制御ケーブルの端末処理はテーピングによるものとし各端子へのつなぎ込みは圧着端子で行なうこと。各芯線には端子信号と同一マークを刻印したマークチューブを付けると共にケーブル記号を記したバンドまたは札をシースに付けること。

2．配線工事

（1）電線管配線
（ア）通線する場合には潤滑材として絶縁被覆を侵さないものを使用すること。
（イ）通線は通線直前に管内を十分清掃してから行なうこと。